

社会保険審査会裁決集

平成26年版

(厚生労働省保険局総務課 社会保険審査調整室 資料)



裁決番号目次

裁決書本文

健康保険関係

傷病手当金 / 療養費 / その他

厚生年金保険

老齢給付 / 障害給付 / 遺族給付 / 被保険者資格・標準報酬 / その他

健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬 / 保険料

国民年金関係

障害給付 / その他

榊原社労士事務所 (平成28年5月作成)



注意事項

この裁決集は、すでに頒布しました平成25年版その他の旧年版と同様、担当行政庁より適法に入手した行政文書です。

担当行政庁が、内部用参考資料として個人情報等に配慮して編集し、1冊にまとめた行政文書です。

担当行政庁は、平成26年の1年の主要な裁決を1冊に編みました。1年間の全裁決を掲載しているものではありません。

平成18年版まで掲載していた「裁決要旨」や「原処分行政庁」、「当事者」の記載を取りやめ、さらに「審査資料」や「事実認定」の詳細を省略した点は平成19年版と同じです。

これらのことから、平成18年版より各裁決の判断過程の透明性が低下し、活用しにくくなっているかもしれません。さらに個別裁決事案の詳細を知りたい場合にはそれぞれの裁決書を入手する必要があるかもしれません。あらかじめご承知ください。

当事務所では、表紙ページまたは左側しおりから裁決書本文各項目とびらへのリンクを設定して利用の便を図りました。



ご利用に当たって、次の点に同意頂いたものとして頒布します。よろしく願い致します。

① 当資料は、担当行政庁が編集・作成した行政文書です。ご利用は購入者ご自身の責任でお願いします。当所では当資料を利用したことによる個々の問題についての責任を負いません。

② 当資料はPDF形式ファイルであり、印刷は可能です。PDFファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。

なお、一般に、PDF関係アプリケーションソフトと、パソコンのOSまたはプリンタドライバとの関係で、ごくまれに多数ページの一括印刷ができない場合があります。その際には、ページ指定印刷で、数枚ずつ印刷してください。

③ 当資料PDFファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、当資料PDFファイルの第三者への無断コピー配布等はなさらなくてください。



厚生労働省の「社会保険審査会」のホームページについて。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/index.html>

上記アドレスから「社会保険審査会」のホームページが閲覧できます。組織概要、審査制度解説に加え、取扱状況と主な裁決例も掲載されています。

長年公開を要求してきた方々の努力のたまものでしょう。関係職員みなさんのご尽力を評価しつつ、今後の更なる充実と、裁決の全件公開を求めます。



最後に、社会保険審査会裁決のみならず、労働保険審査会裁決など行政不服審査の判断は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り国民の権利利益の保護に資するため、積極的に公表されるべきと考えます。賛同して頂ける方は、関係行政庁に対し、さらなる積極的な公表を進めるよう要請するなど、できる範囲でのご協力をお願いします。

以上

2016年5月 榊原社労士事務所 榊原 悟志



社会保険審査会裁決集

平成26年版

厚生労働省保険局総務課
社会保険審査調整室

社会保険審査会裁決集

平成 26 年版

総目次

健康保険関係

傷病手当金	1
療養費	69
その他	79

厚生年金保険関係

老齢給付	89
障害給付	97
遺族給付	319
被保険者資格・標準報酬	405
その他	417

健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬	449
保険料	455

国民年金関係

障害給付 471

その他 625

健康保険関係

傷病手当金

平成25年(健)第328号	平成26年1月31日裁決……………	3
平成25年(健)第418号	平成26年1月31日裁決……………	5
平成25年(健)第488号	平成26年3月31日裁決……………	8
平成25年(健)第612号	平成26年2月28日裁決……………	11
平成25年(健)第830号	平成26年4月28日裁決……………	13
平成25年(健)第912号	平成26年2月28日裁決……………	16
平成25年(健)第1002号	平成26年5月30日裁決……………	18
平成25年(健)第1158号	平成26年7月31日裁決……………	21
平成25年(健)第1168号	平成26年7月31日裁決……………	24
平成25年(健)第1246号	平成26年5月30日裁決……………	27
平成25年(健)第1293号		
平成25年(健)第1303号	平成26年6月30日裁決……………	31
平成25年(健)第1392号	平成26年8月29日裁決……………	34
平成25年(健)第1436号	平成26年7月31日裁決……………	38
平成25年(健)第1451号	平成26年7月31日裁決……………	42
平成25年(健)第1524号	平成26年10月31日裁決……………	45
平成25年(健)第1630号	平成26年10月31日裁決……………	48
平成26年(健)第18号	平成26年10月31日裁決……………	51
平成26年(健)第130号	平成26年12月25日裁決……………	54
平成26年(健)第310号	平成26年10月31日裁決……………	57
平成26年(健)第320号	平成26年10月31日裁決……………	61
平成26年(健)第326号	平成26年12月25日裁決……………	65

療養費

平成25年(健)第862号	平成26年3月31日裁決……………	71
平成25年(健)第1656号	平成26年9月29日裁決……………	73
平成26年(健)第258号	平成26年12月25日裁決……………	76

その他

平成25年(健)第1016号	平成26年3月31日裁決……………	81
平成25年(船)第1030号	平成26年4月28日裁決……………	84
平成26年(健)第255号	平成26年12月25日裁決……………	87

厚生年金保険関係

老齢給付

平成26年(厚)第236号	平成26年12月25日裁決……………	91
---------------	--------------------	----

障害給付

平成25年(厚)第142号	平成26年3月31日裁決……………	99
平成25年(厚)第288号	平成26年1月31日裁決……………	104
平成25年(厚)第300号	平成26年1月31日裁決……………	107
平成25年(厚)第301号	平成26年1月31日裁決……………	111
平成25年(厚)第320号	平成26年2月28日裁決……………	115
平成25年(厚)第408号	平成26年2月28日裁決……………	119
平成25年(厚)第460号	平成26年2月28日裁決……………	124
平成25年(厚)第506号	平成26年2月28日裁決……………	129

平成25年(厚)第520号	平成26年3月31日裁決……………	133
平成25年(厚)第538号	平成26年2月28日裁決……………	139
平成25年(厚)第542号	平成26年2月28日裁決……………	143
平成25年(厚)第580号	平成26年4月28日裁決……………	148
平成25年(厚)第590号	平成26年2月28日裁決……………	153
平成25年(厚)第622号	平成26年3月31日裁決……………	158
平成25年(厚)第636号	平成26年2月28日裁決……………	163
平成25年(厚)第670号	平成26年4月28日裁決……………	167
平成25年(厚)第672号	平成26年3月31日裁決……………	171
平成25年(厚)第686号	平成26年3月31日裁決……………	174
平成25年(厚)第718号	平成26年3月31日裁決……………	179
平成25年(厚)第760号	平成26年3月31日裁決……………	183
平成25年(厚)第796号	平成26年4月28日裁決……………	187
平成25年(厚)第818号	平成26年3月31日裁決……………	191
平成25年(厚)第826号	平成26年4月28日裁決……………	194
平成25年(厚)第850号	平成26年6月30日裁決……………	198
平成25年(厚)第852号	平成26年3月31日裁決……………	202
平成25年(厚)第856号	平成26年3月31日裁決……………	206
平成25年(厚)第882号	平成26年3月31日裁決……………	209
平成25年(厚)第898号	平成26年4月28日裁決……………	213
平成25年(厚)第945号	平成26年3月31日裁決……………	215
平成25年(厚)第946号	平成26年2月28日裁決……………	223
平成25年(厚)第950号	平成26年7月31日裁決……………	227
平成25年(厚)第982号	平成26年5月30日裁決……………	231
平成25年(厚)第1012号	平成26年3月31日裁決……………	236
平成25年(厚)第1066号	平成26年6月30日裁決……………	240
平成25年(厚)第1082号	平成26年5月30日裁決……………	244
平成25年(厚)第1116号	平成26年8月29日裁決……………	247

平成25年(厚)第1120号	平成26年8月29日裁判……………	251
平成25年(厚)第1131号	平成26年5月30日裁判……………	257
平成25年(厚)第1152号	平成26年5月30日裁判……………	263
平成25年(厚)第1166号	平成26年3月31日裁判……………	267
平成25年(厚)第1220号	平成26年5月30日裁判……………	271
平成25年(厚)第1322号	平成26年9月29日裁判……………	275
平成25年(厚)第1356号	平成26年10月31日裁判……………	278
平成25年(厚)第1362号	平成26年6月30日裁判……………	283
平成25年(厚)第1398号	平成26年9月29日裁判……………	287
平成25年(厚)第1458号	平成26年7月31日裁判……………	292
平成25年(厚)第1500号	平成26年8月29日裁判……………	296
平成25年(厚)第1548号	平成26年10月31日裁判……………	301
平成26年(厚)第56号	平成26年9月29日裁判……………	306
平成26年(厚)第78号	平成26年10月31日裁判……………	310
平成26年(厚)第370号	平成26年10月31日裁判……………	314

遺族給付

平成25年(厚)第14号	平成26年2月28日……………	321
平成25年(厚)第242号	平成26年2月28日……………	324
平成25年(厚)第412号	平成26年2月28日……………	328
平成25年(厚)第472号	平成26年2月28日……………	335
平成25年(厚)第608号	平成26年2月28日……………	339
平成25年(厚)第616号		
平成25年(厚)第626号	平成26年2月28日……………	343
平成25年(厚)第623号	平成26年1月31日……………	350
平成25年(厚)第630号	平成26年2月28日……………	353
平成25年(厚)第645号	平成26年2月28日……………	355

平成25年(厚)第676号	平成26年2月28日……………	360
平成25年(厚)第758号	平成26年2月28日……………	362
平成25年(厚)第832号	平成26年5月30日……………	365
平成25年(厚)第910号	平成26年4月28日……………	368
平成25年(厚)第990号	平成26年4月28日……………	370
平成25年(厚)第1270号	平成26年6月30日……………	372
平成25年(厚)第1440号	平成26年7月31日……………	374
平成25年(厚)第1450号		
平成25年(厚)第1460号		
平成25年(厚)第1470号	平成26年7月31日……………	377
平成25年(厚)第1480号	平成26年6月30日……………	380
平成25年(厚)第1492号	平成26年5月30日……………	383
平成25年(厚)第1612号	平成26年9月29日……………	386
平成26年(厚)第20号	平成26年9月29日……………	388
平成26年(厚)第48号		
平成26年(厚)第58号	平成26年9月29日……………	390
平成26年(厚)第106号	平成26年9月29日……………	393
平成26年(厚)第376号		
平成26年(厚)第386号	平成26年12月25日……………	395
平成26年(厚)第380号	平成26年12月25日……………	399
平成26年(厚)第400号	平成26年11月28日……………	401

被保険者資格・標準報酬

平成25年(厚)第781号	平成26年1月31日……………	407
平成25年(厚)第1258号	平成26年7月31日……………	409
平成25年(厚)第1568号	平成26年11月28日……………	413
平成26年(厚)第158号	平成26年12月25日……………	415

その他

平成25年(厚)第445号	平成26年1月31日……………	419
平成25年(厚)第673号		
平成25年(厚)第843号	平成26年3月31日……………	421
平成25年(厚)第710号	平成26年2月28日……………	426
平成25年(厚)第920号	平成26年4月28日……………	430
平成25年(厚)第1167号	平成26年5月30日……………	434
平成25年(厚)第1192号	平成26年5月30日……………	438
平成25年(厚)第1201号	平成26年7月31日……………	441
平成26年(厚)第198号	平成26年10月31日……………	445

健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬

平成25年(健厚)第1085号	平成26年5月30日……………	451
-----------------	-----------------	-----

保険料

平成25年(健厚)第548号	平成26年2月28日……………	457
平成25年(健厚)第595号	平成26年2月28日……………	463
平成25年(健厚)第1360号	平成26年3月31日……………	465
平成25年(健厚)第1396号	平成26年6月30日……………	467
平成25年(健厚)第1648号	平成26年9月29日……………	469

国民年金関係

障害給付

平成25年(国)第225号	平成26年1月31日	473
平成25年(国)第235号	平成26年1月31日	478
平成25年(国)第262号	平成26年1月31日	482
平成25年(国)第268号	平成26年1月31日	485
平成25年(国)第298号	平成26年2月28日	490
平成25年(国)第327号	平成26年1月31日	492
平成25年(国)第371号	平成26年1月31日	496
平成25年(国)第421号	平成26年1月31日	499
平成25年(国)第423号	平成26年3月31日	503
平成25年(国)第443号	平成26年1月31日	507
平成25年(国)第447号	平成26年3月31日	511
平成25年(国)第455号	平成26年3月31日	515
平成25年(国)第468号	平成26年2月28日	519
平成25年(国)第477号	平成26年3月31日	523
平成25年(国)第515号	平成26年3月31日	527
平成25年(国)第551号	平成26年2月28日	534
平成25年(国)第561号	平成26年4月28日	539
平成25年(国)第575号	平成26年4月28日	545
平成25年(国)第585号	平成26年4月28日	547
平成25年(国)第602号	平成26年2月28日	551
平成25年(国)第613号	平成26年3月31日	558
平成25年(国)第627号	平成26年3月31日	562
平成25年(国)第637号	平成26年2月28日	566
平成25年(国)第677号	平成26年5月30日	569

平成25年(国)第753号	平成26年6月30日……………	572
平成25年(国)第765号	平成26年6月30日……………	577
平成25年(国)第771号	平成26年5月30日……………	581
平成25年(国)第857号	平成26年6月30日……………	587
平成25年(国)第911号	平成26年6月30日……………	591
平成25年(国)第931号	平成26年5月30日……………	594
平成25年(国)第971号	平成26年6月30日……………	598
平成25年(国)第1069号	平成26年12月25日……………	602
平成26年(国)第67号	平成26年10月31日……………	608
平成26年(国)第160号	平成26年12月25日……………	610
平成26年(国)第170号	平成26年12月25日……………	613
平成26年(国)第203号	平成26年12月25日……………	616
平成26年(国)第340号	平成26年12月25日……………	620
平成26年(国)第396号	平成26年10月31日……………	623

その他

平成25年(国)第647号	平成26年3月31日……………	627
---------------	-----------------	-----

健康保險關係

傷病手当金

平成26年1月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの合計525日間(以下「既受給期間」という。)について、左膝内側側副靭帯断裂、左膝内側半月板不全断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障(本件資料によれば、これらの傷病は同一の外傷により生じた同一関連傷病と認められることから、以下、併せて「既決傷病」という。)の療養のため労務不能であったとして、傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障(以下、併せて「本件請求傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、全国健康保険協会○○支部長(以下「支部長」という。)に対し傷病手当金の支給を請求した。
- 3 支部長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件請求期間のうち、平成○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件不支給期間」という。)については、平成○年○月○日から支給開始した既受給期間にかかる既決傷病と一連のものであり、法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるとして傷病手当金の支給をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の

社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その理由の要旨は、平成○年○月○日に負傷(左膝)し、平成○年○月○日に再度負傷(左膝)したものであり、同じ左膝ではあるが、別々の理由により負傷したもので、別々の疾病であるというものである。

第3 当審査会の判断

- 1 法第99条第1項に「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として……支給する。」と規定され、同条第2項に「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。
- 2 本件の場合、保険者が、本件請求期間のうち本件不支給期間については、法定給付期間の1年6か月を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとしたことに対し、請求人は、本件請求傷病は、既決傷病について支給を始めた日から1年6か月を超えての傷病ではなく、平成○年○月○日に階段から転落して受傷した別傷病であると主張しているのだから、本件の当面の問題点は、本件請求傷病は、既決傷病から連続する同一疾病あるいはそれにより発した疾病(以下、このような傷病を、便宜上、「同一傷病」という。)であると認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 既決傷病と本件請求傷病は同一関連傷病かどうかについて判断する。
 - a 病院作成の請求人に係る診療報酬明細書(平成○年○月分から平成○年○月分までの医科入院のもの、平成○年○月分及び同年○月分の医科入院外のもの)によれば、請求人は、平成○年○月○日を診療開始日とする左膝内側側副靭帯不全断裂、左膝内側半月板水平断裂の傷病

のために a 病院を受診し、同日入院して左膝関節単純撮影、MR I 検査などを受け、ギブス包帯などの処置、薬物療法などに加えて、疾患名（左膝内側側副靭帯不全断裂、左膝内側半月板水平断裂）に対する運動器リハビリテーション、さらに抗リウマチ薬（スベニールディスボ関節注）の関節腔内注射などを受け、平成〇年〇月〇日に退院し、その後も、同医療機関において引き続き、同傷病に対する消炎鎮痛等処置、運動器リハビリテーションなどを受けていた。

請求人に係る診療報酬明細書（b 病院作成の平成〇年〇月分（医科入院外）、c 病院作成の医科入院（平成〇年〇月分、同年〇月分）及び医科入院外（同年〇月分、同年〇月分）から同年〇月分までのもの、同年〇月分のもの）によれば、請求人は、a 病院を平成〇年〇月〇日に退院後の同月〇日に b 病院を初診し、「他院撮影のコンピューター断層診断」により「左膝内側側副靭帯断裂」と診断され、平成〇年〇月〇日に c 病院を受診し、両膝関節単純撮影などを受け、左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障の診断で同月〇日に同医療機関に入院し、左膝関節滑膜炎に対して炎症度確認のために CRP 検査などを受け、ギブス包帯、運動器リハビリテーションなどを受け、同年〇月〇日に退院し、同医療機関を退院後の同年〇月頃にも、抗炎症外用薬（ロキソニンテープ）などの薬物療法を受けている。

以上のように、請求人は、平成〇年〇月〇日を初診日とする既決傷病の「左膝内側側副靭帯断裂」、「左膝関節滑膜炎」、「左膝内障」のために a 病院に入院加療を受け、退院（平成〇年〇月〇日）後も継続して加療を受けていたが、同年〇月〇日に b 病院を初診し、他院撮影のコンピューター断層撮影診断により「左膝内側側副靭帯断裂」と診断され、同月〇日には c 病院を初診し、引き続き「左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障」の診断の下に、同月〇日から入院

し、その後も同年〇月まで外来通院をしていたことが認められる。そうすると、請求人に係る本件請求傷病である左膝内側側副靭帯断裂、左膝関節滑膜炎、左膝内障は、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする左膝内側側副靭帯不全断裂、左膝内側半月板水平断裂、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする左膝関節滑膜炎、左膝内障から継続して入院及び通院加療を受けている同一傷病と認められ、既決受給期間終了日（平成〇年〇月〇日）の翌日が本件請求期間開始日であることから、経過中にいわゆる社会的治癒と認められる期間が存在すると認めることはできない。

2 そうすると、本件請求傷病は既決傷病と同一傷病と認めるのが相当である。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に負傷（左膝）し、平成〇年〇月〇日に再度負傷（左膝）したが、同じ左膝ではあるが、別々の理由により負傷したもので、別々の疾病であると主張しているが、これまでみてきたように、平成〇年〇月〇日に新たな医療機関を受診し、同月〇日から入院しての療養を受けていることが認められるものの、その内容を詳細にみると、同医療機関での診断は既決傷病と全く同一であり、治療内容は、新たに生じた骨折あるいは外傷・負傷などに対する外科的急性期治療はなく、いずれもこれまで継続して受けてきたギブス包帯、炎症鎮痛処置、薬物療法、運動器リハビリテーションなど維持的な治療と認められ、既決傷病が一度完治ないしは寛解し、新たに同一傷病が同一部位に再発したと認めるには無理がある。したがって、請求人の主張によって、前記に示した判断が左右されることにはならない。

3 そうすると、本件請求期間については法定給付期間（1年6か月）を超えた請求であるとして傷病手当金の支給をしないとす原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。